

本会議のあらまし

令和7年館林市議会第3回定例会は、9月5日から25日までの21日間の会期で開かれました。

この定例会に市長から提案された議案等は、議案13件、報告1件で、審議の結果、いずれも原案のとおり同意、認定、可決されました。

人事案件

▽固定資産評価審査委員会委員の選任についてⅡ固定資産評価審査委員会委員の石原英樹さんの任期が、本年9月15日をもって満了となるが、引き続き選任したいとして、地方税法の規定により、議会に対し同意を求められたもので、全員一致で同意されました。

▽教育委員会委員の任命についてⅡ教育委員会委員の本戸浩之さんの任期が、本年9月30日をもって満了となるが、引き続き任命したいとして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求められたもので、全員

一致で同意されました。

条例の制定

▽館林市茂林寺前駅東西自由通路設置及び管理条例Ⅱ茂林寺前駅東西自由通路の使用が開始されることに伴い、施設の適正な管理を行うため、本条例を制定しようとするもので、全員一致で可決されました。

条例の改正

▽館林市印鑑条例の一部を改正する条例Ⅱ地方公共団体情報システム標準化等に伴い、印鑑登録原票の登録事項及び印鑑登録証明書

の記載事項から男女の別を削除するため、また、印鑑登録原票の調製方法につい

て、磁気ディスクによることを可能とするため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例Ⅱ育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、自身又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対して、仕事と育児との両立に資する制度等を知らせるための措置等を講じることが任命権者に義務付けられるため、また、3歳に満たない子を養育する職員に対して、仕事と育児との両立に資する制度等を知らせるための措置等を講じることが任命権者に義務付けられるため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例Ⅱ地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、部分休業について、1年度につき、非常勤職員以外の職員にあっては77時間30分以内、非常勤職員にあっては1日当たりの勤務時間数に10を乗じた時間以内の取得を可能とする制度が加えられ、いずれかを選択して取得することを可能とし、また、部分休業について、時間帯にかかわらず取得を可能とする取扱いに改めるため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例Ⅱ道路構造令の一部改正に伴い、自転車を安全かつ円滑に通行させるための自転車通行帯を規定し、その設置要件を定めるため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

その他の議案

▽市庁舎空調設備改修工事請負契約の締結についてⅡ市庁舎の空調環境を維持するため、市庁舎の空調設備改修工事について、吉澤工業株式会社と5億6650万円で請負契約を締結しようとするところから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会に対し議決を求められたもので、全員一致で可決されました。

宿泊を伴う旅行に必要な諸